**控訴審第１回公判での弁論**

１　私は無罪です。

　今日は、高等裁判所の裁判官に、原判決に対する私の絶望と怒りをご理解いただきたい。

２　第１に、高等裁判所の裁判官には、中小業者の現状と倉敷民主商工会の意義を正しく理解していただきたい。

　原判決は、「納税申告権なる権利は憲法上保障されているものではない」、／税理士法が「申告内容の正確性を問わずに一律に禁止することには合理性が」ある、とし、／倉敷民商が、営利目的で税理士法違反行為を繰り返していたという判断をしました。

そもそも、倉敷民主商工会は、とかく弱い立場にある中小業者の営業と生活を守るための団体です。中小業者にとって、日々の営業に追われながら確定申告の準備をすることは容易ではありませんし、税理士に依頼するだけの経済的余裕もありません。国や自治体が、税理士に依頼しなくても済むような実効的な援助制度を実施しているわけでもありません。さりとて、期限内に確定申告をしなければ、延滞税や多額の加算税等を課されたり、場合によっては無申告罪にとわれることになるのです。倉敷民商の活動は、一方でこのようないわば確定申告難民を出さないことで中小業者を守り、他方で、中小業者が、協力し合って、自ら経営分析をしたり、確定申告をしたりする能力を育てるために、自主記帳、自主計算、自主申告を方針としているのです。そして、この活動は、正しい税額での納税につながるものです。倉敷民商が実際にそのような役割を果たしてきたことは、過去に税務署から一度も注意警告を受けていないことから明らかです。

　原判決の判断は、中小業者の自主的な申告・納税を後退させるものにほかなりません。

３　第２に、第１審の審理経過における不公正・不公平を正していただきたい。

原判決は、木嶋査察官の作成した査察官報告書を鑑定書に準じるものとして採用し、それに基づいて有罪の結論を導きました。

しかし、検察官が、査察官報告書を鑑定書に準じるものとして証拠調べ請求をしたのは、第１審の審理の終盤です。しかも、検察官が自発的に立証のやり直しを言い出したものではなく、裁判所が示唆した結果でした。裁判所は、検察官が気づいてもいなかった立証の不備に、挽回の機会を与えたのです。

この裁判所の行いが公平でないことは明らかです。

また、木嶋査察官が査察官報告書を作成したのは、私が公判廷において３０時間にわたり五輪建設における決算期の作業内容を説明するはるか以前です。つまり、この査察官報告書は、私の主張について何も検討していないのです。だから、原判決は、「被告人は公判廷において不合理な弁解に終始する」とするのみで、どうして私の弁解が不合理なのかという理由を示すことができないのです。だから、裁判所は、弁護人請求の専門家税理士の証人を採用せず、私の主張に対し専門家が査察官とは別の評価をする機会を封じたのです。そもそも、木嶋査察官は五輪建設を告発した者であり、事件に対し公平な判断をなしうる者でもありません。

いずれにしても、有罪という結論ありきの判断と言わざるを得ません。

本件について、証拠を検討した結果、五輪芙美子さんは、自分なりの一定の基準にしたがって五輪建設の日常的な会計処理を行っていたことが、裏付けができました。仮に確定申告の内容が結果的に間違っていたとしても、芙美子さんにはほ脱の故意はなかったのです。

また、私は、倉敷民商事務局員として、倉敷民商の会員さんに対し決算期のサポートを行ってきましたが、五輪建設に対して行ったサポートについて、そのほかの会員さんに対するサポートと異なる何かをしたという意識はありません。木嶋査察官は、税理士法違反に関し五輪建設を除く４人の会員さんの確定申告に誤りがなかったと証言しました。私に、五輪建設のほ脱を幇助する認識はなかったのです。私は、五輪建設に年３回ほど行き、必要な聴取りを行って決算報告書の作成のサポートをしただけであり、芙美子さんがどのような考えで日常の会計処理を行い、芙美子さんがどのような考えで決算期の指示をしたのかはわかりません。

公正・公平を欠く審理から、真実は発見できません。正に、原判決は公正・公平を欠く審理によって、誤った判断をしたのです。

４　最後に、高等裁判所においては原審の不公平・不公正を正し、原判決を破棄していただきたい。

　　私は、無罪です。

２０１７年１０月２７日

禰屋　町子